

**東日本大震災で被災された事業者の二重債務問題に関し
事業者の債務の負担を軽減しつつ、その再生を図るため、
「東日本大震災事業者再生支援機構」が設立されます。**

※ 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法：平成 23 年 11 月 28 日公布

設立の趣旨

東日本大震災事業者再生支援機構（支援機構）は、東日本大震災による被害により、過大な債務を負っている事業者であって、被災地域で事業の再生を図ろうとする皆様に対して、金融機関等が有する債権の買取り等を通じ、債務の負担を軽減しつつ、その再生を支援することを目的とする株式会社です。国が設立し、金融機関等と連携して支援を行います。

設立の時期

来春には支援機構を設立し、業務を開始できるよう、準備を進めてまいります。

支援の内容

裏面をご覧ください。

支援相談窓口

事業者の皆様の利便性を考慮して、「産業復興相談センター」を始め、被災地域ほか各地の関係機関においても、支援のご相談・申込みを受け付けることができる体制を整えるよう努めてまいります。

お問い合わせ先

内閣府 東日本大震災事業者再生支援機構設立準備室

03 - 5545 - 7408

<https://form.cao.go.jp/shien-kiko/opinion-0002.html>

支援機構による支援の内容

対象事業者

東日本大震災によって被害を受けたことにより、過大な債務を負っている事業者であって、被災地域における債権者その他の者と協力して、その事業の再生を図ろうとする方です。小規模企業者、農林水産事業者、医療福祉事業者などを含みます。（大企業、第三セクターは対象外です。）

支援の内容

- ① 旧債務の整理
 - ◎ 金融機関等からの債権の買取り
 - …事業再生計画を前提として金融機関等と調整を行います。
 - …リース債権や信用保証協会等の求償債権も含みます。
 - …債権の買取価格は、事業再生計画、被災地域の復興の見通し、再生支援後の事業者の経営状況の見通し、担保財産の価格の見通し等を勘案した適正な時価となります。
 - ◎ 債権の買取り後、経営状況等を勘案した上で、一定期間の弁済猶予、債務の一部免除等を行うことが可能です。また、第三者保証人の保証債務等について免除することができます。
- ② 新事業の支援
 - ◎ 専門家の派遣・助言（支援を申し込もうとする方に対しても、事業再生に関する助言を行います。）
 - ◎ 債務保証、出資、つなぎ融資等

支援の申込み

次の書面を添付していただきます。

- ◎ 事業再生計画（事業再生のおおよその見通しを記載したもの）
- ◎ 支援決定後に金融機関等が出融資を行う約束を証する書面（再生支援に当たっては、金融機関の追加融資等が条件になります。）

支援決定、支援期間

- ◎ 支援決定は、支援機構設立日から5年以内に行われます（1年延長可）。
- ◎ 支援期間は、支援決定の日から最長15年です。